

令和6年度環境対策項目

令和6年3月19日
官 庁 営 繕 部

官庁営繕環境行動計画（令和4年3月22日）に基づき、令和6年度に重点的に取り組む環境対策項目は以下の①から⑦とする。（〈 〉は、官庁営繕環境行動計画に定める環境対策を示す。）

〈環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備〉

① 「官庁施設の環境保全性基準」に基づく環境保全性の水準を満たす施設整備等

官庁施設を新築する場合は、「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、エネルギー消費性能を原則 ZEB Oriented 相当以上とするなど環境保全性の水準を満たしつつ、脱炭素化を目指した施設整備、構内緑化等を実施する。また、断熱性能の向上に努め、LED 照明器具を採用し、クールビズ／ウォームビズ空調等の省エネルギーに資する設備システムや設備機器の導入を検討するとともに、LCEM ツールの活用を図る。

設備機器等を更新する場合も、整備内容に応じて新築の場合と同様とする。

建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を建設コンサルタント業務としてプロポーザル方式により発注する場合は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第5条第1項の基本方針等に基づき、環境配慮型プロポーザル方式を採用する。

〈再生可能エネルギーの導入・利活用拡大〉

② 太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

官庁施設を新築する場合は、太陽光発電及び地中熱利用システム等の導入を推進する。

〈木材利用の推進〉

③ 木材利用の推進

官庁施設を整備する場合は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、積極的に木造化や内装等の木質化を図るなど、木材の利用を推進する。

〈水の効率的な利用と有効活用〉

④ 雨水利用の推進

官庁施設を新築する場合は、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づき雨水利用を推進する。

〈建設リサイクルの推進〉

⑤ グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき国土交通省が定めた環境物品等の調達の推進を図るための方針に従って、環境物品等の調達を図る。

⑥ 建設副産物対策の推進

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）を始めとした各種廃棄物関連法規の遵守を徹底する。

建設リサイクル推進計画2020（令和2年国土交通省）の推進計画に掲げられた取組を推進する。

〈政府実行計画に基づく環境対策の推進〉

⑦ 環境対策における情報提供などの技術的支援

政府実行計画に基づき関係府省が行う取組等について、省エネルギー及び温室効果ガス排出抑制に関する情報提供などの技術的支援を行う。